

# 射水市バリアフリーマスタープラン

令和2年3月

射 水 市



# 目次

---

<b>第1章</b>	<b>策定の背景及び位置付け</b> .....	<b>1</b>
1-1	策定の背景及び目的.....	1
1-2	バリアフリーマスタープランの期間.....	1
1-3	バリアフリーマスタープランの位置付け.....	1
<b>第2章</b>	<b>射水市の概況</b> .....	<b>2</b>
2-1	射水市の概況.....	2
2-2	生活関連施設及び交通網の状況.....	4
<b>第3章</b>	<b>バリアフリー化の現状と課題</b> .....	<b>9</b>
3-1	関係者ヒアリング調査及びまち歩き点検.....	9
3-2	バリアフリー化の課題.....	10
<b>第4章</b>	<b>移動等円滑化促進地区等の設定</b> .....	<b>11</b>
4-1	設定の考え方.....	11
4-2	移動等円滑化促進地区等の設定.....	13
<b>第5章</b>	<b>移動等円滑化促進に関する基本的な方針</b> .....	<b>19</b>
5-1	基本理念.....	19
5-2	基本目標・基本方針.....	19
<b>第6章</b>	<b>移動等円滑化の促進に向けた取組</b> .....	<b>20</b>
6-1	移動等円滑化の促進に向けた取組.....	20
6-2	心のバリアフリーに関する取組.....	22
6-3	届出制度.....	23
<b>第7章</b>	<b>マスタープランの評価・見直し</b> .....	<b>24</b>



# 第1章 策定の背景及び位置付け

## 1-1 策定の背景及び目的

国においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）」を一部改正し、市町村がバリアフリーに関するマスタープランを策定する制度を創設し、バリアフリーのまちづくりに対する取組を強化しています。

このことから、地域における高齢者や障がい者等が日常生活や社会生活を確保する上で生活の支障となる物理的障害や精神的障害を取り除き、都市整備等と連携したバリアフリー化を推進するため、バリアフリーの基本方針（以下、「本マスタープラン」という。）を策定します。

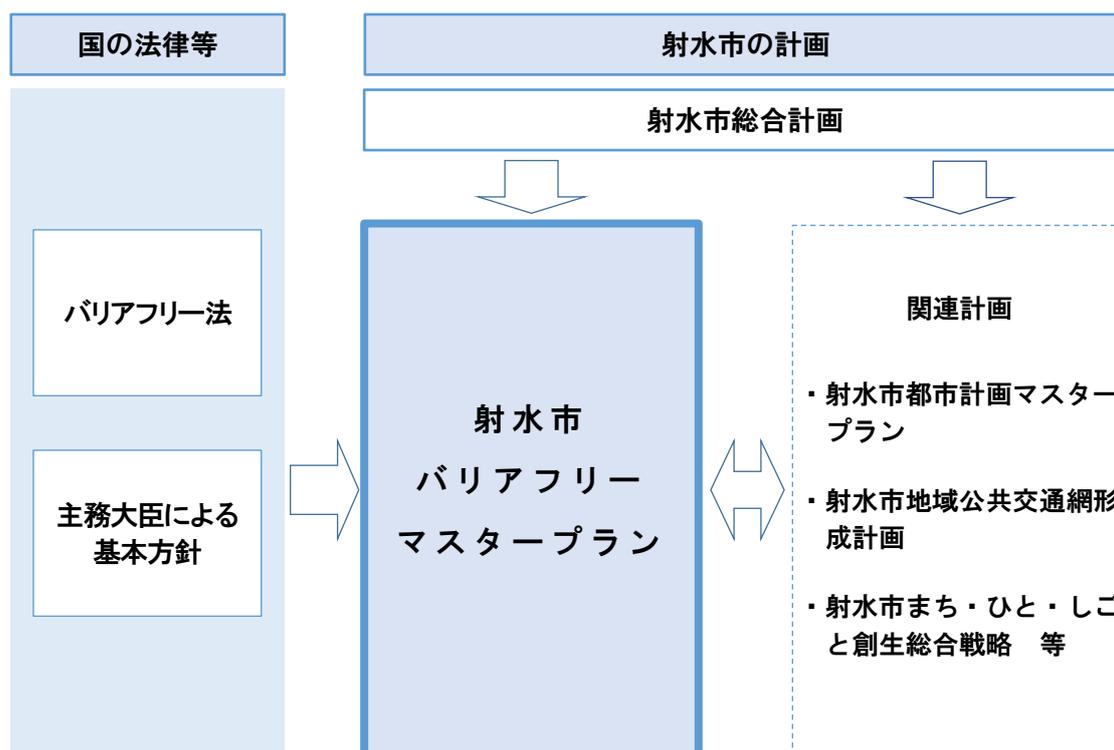
## 1-2 バリアフリーマスタープランの期間

本マスタープランの期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

なお、5年目の令和6年度（2024年度）を目処に、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努め、必要があると認めるときは、本マスタープランを見直すものとします。

## 1-3 バリアフリーマスタープランの位置付け

本マスタープランは、バリアフリー法及び基本方針に基づいて策定します。また、策定にあたっては、射水市総合計画をはじめとする上位・関連計画の考え方を踏襲し、整合性について十分に考慮します。



## 第2章 射水市の概況

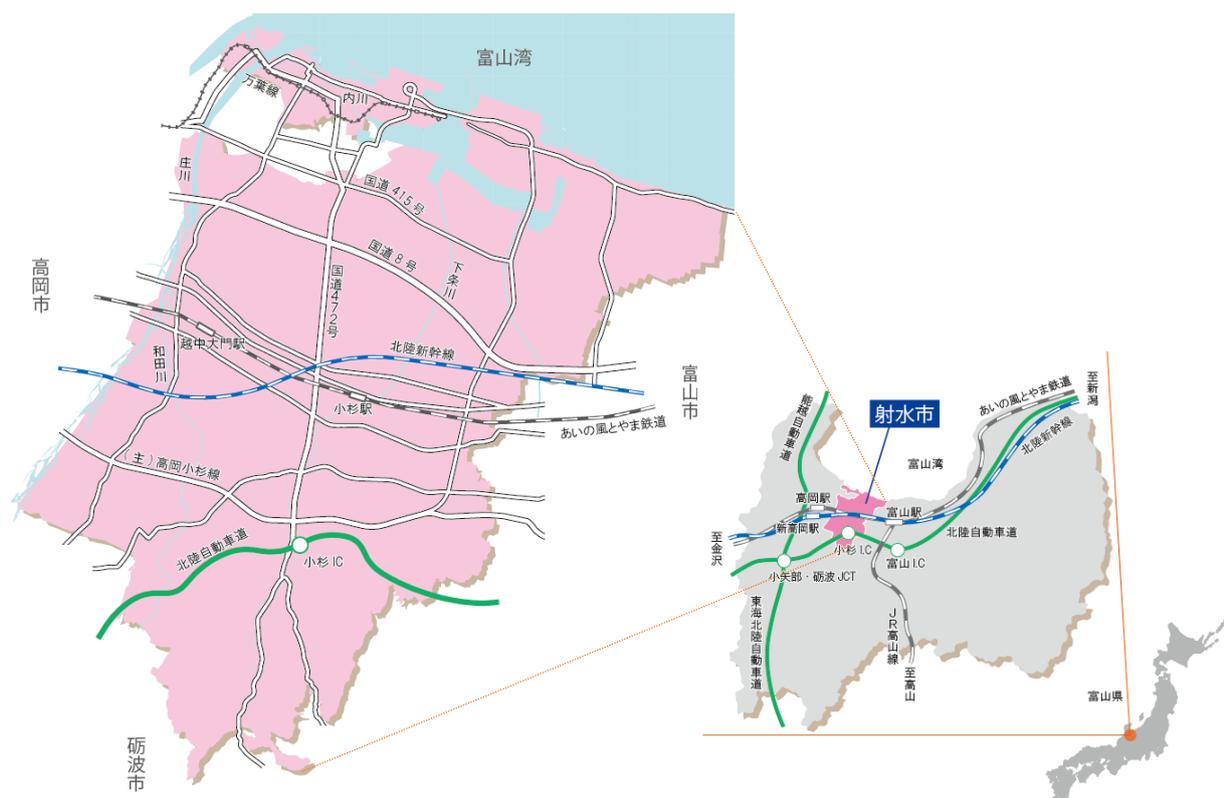
### 2-1 射水市の概況

#### (1) 位置及び地勢

本市は、富山県のほぼ中央に位置しており、北は富山湾に面し、東は富山市、西は高岡市に隣接しています。市域は、東西10.9 km、南北16.6 kmで、総面積は109.43 km<sup>2</sup>となっており、県土面積の約2.6%を占めています。

地形は庄川、神通川の土砂のたい積によって形成された三角州状の低平な平野部と南部の丘陵部で構成されています。標高は海拔0 mから140.2 mで、四季折々において彩り豊かな自然がみられます。

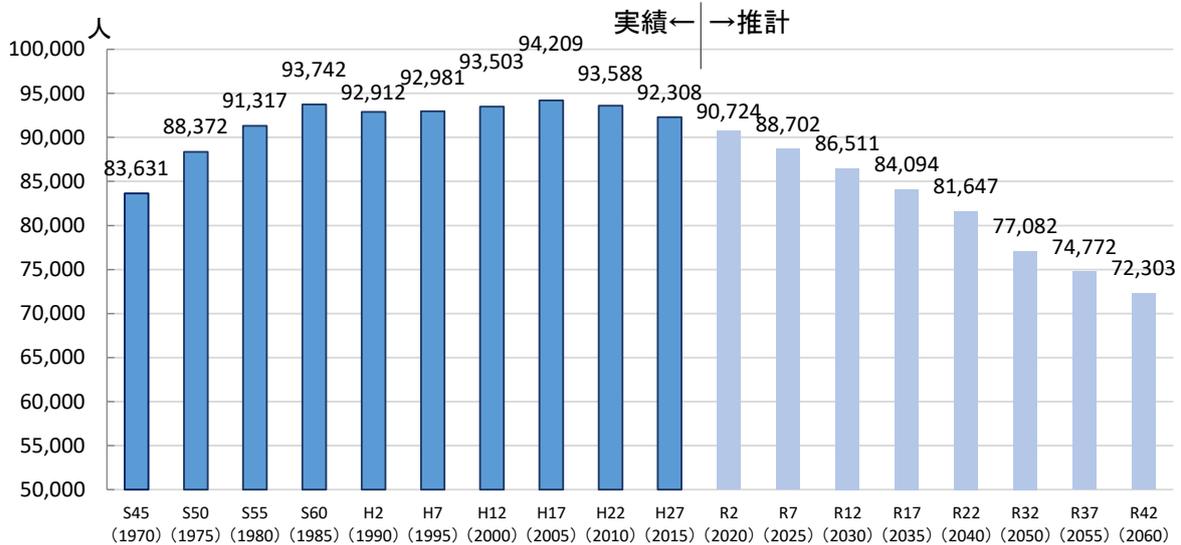
また、日本海側のほぼ中央に位置し、市内に国際拠点港湾伏木富山港（新湊地区）、その後背地に県内最大級の工業団地、さらに内陸部には北陸自動車道小杉インターチェンジを擁し、環日本海交流の拠点として、いわば360°の交流・連携を可能とする優位性を持っています。



## (2) 人口

平成27年（2015年）の人口は9.2万人で、平成17年（2005年）の9.4万人をピークに減少傾向にあります。なお、第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、令和42年（2060年）の目標人口を72,000人としています。

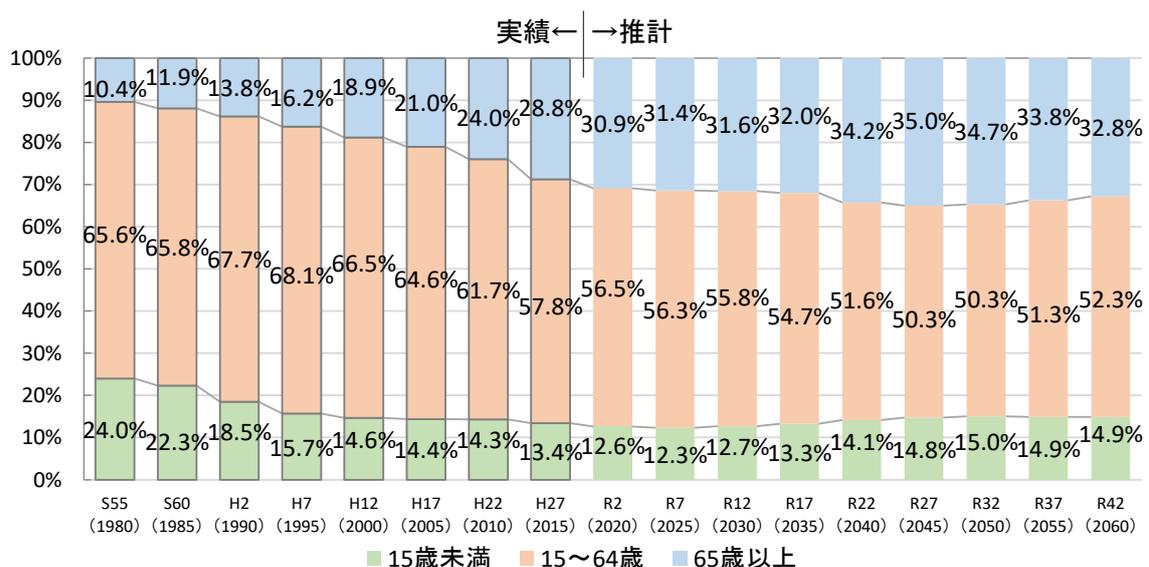
図 人口の実績値と目標（推計値）



資料) 総務省「国勢調査（昭和45年(1970年)～平成27年(2015年)）」  
 ※昭和45年(1970年)から平成17年(2005年)までの値は旧市町村の値を合算したもの  
 第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略 射水市人口ビジョン ※令和2年(2020年)以降は推計値

年齢3区分別の人口割合では、平成27年（2015年）時に高齢者人口（65歳以上）が28.8%を占め、年少人口（14歳以下）の13.4%の2倍以上となっています。今後の人口推計でも、高齢者人口は30%を超え、年少人口は同割合で推移するものと考えられます。

図 年齢3区分別 人口割合の実績値と目標値（推計値）



資料) 総務省「国勢調査（昭和55年(1980年)～平成27年(2015年)）」 ※割合は、分母から不詳を除いて算出  
 ※昭和55年(1980年)から平成17年(2005年)までの値は旧市町村の値を合算したもの  
 第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略 射水市人口ビジョン ※令和2年(2020年)以降は推計値

## 2-2 生活関連施設及び交通網の状況

### (1) 生活関連施設

生活関連施設（高齢者や障がい者等を含む多くの人が日常生活や社会生活において利用する施設）に該当すると考えられる施設の分布状況は下図のとおりです。

地区別にみると、人口構成比に対応し、新湊地区や小杉地区での立地が多い傾向がみられます。

図 施設類型別 生活施設分布

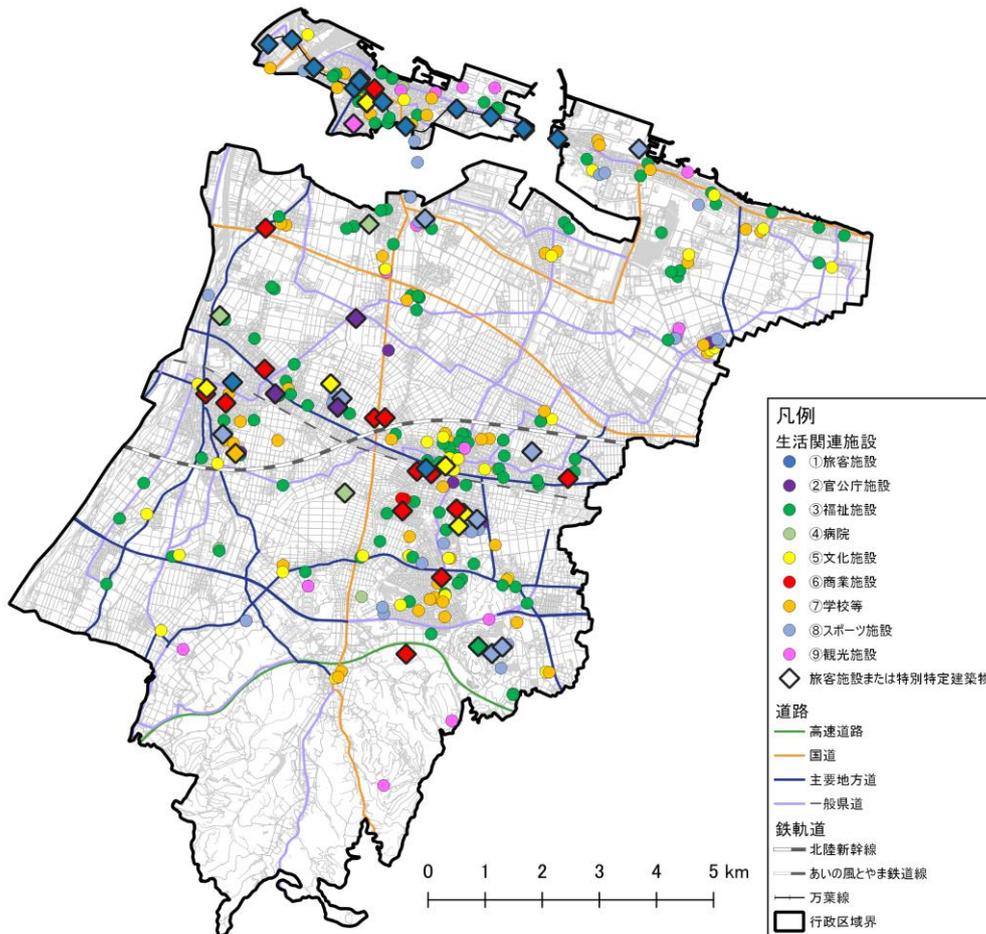


表 施設類型別 生活関連施設数

	生活関連施設数	うち 旅客施設または特別特定建築物数※
旅客施設	14	14
官公庁施設	11	3
福祉施設	141	1
病院	6	3
文化施設	49	9
商業施設	16	14
学校等	60	1
スポーツ施設	40	8
観光施設	19	1
計	356	54

※ 特別特定建築物  
 ・バリアフリー法第2条第17号に規定された「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物」  
 ・本マスタープランでは、建築物移動等円滑化基準への適合義務がある床面積2,000㎡以上の建築物を対象とした

資料) 射水市資料を基に集計 (射水市公共施設ガイド、射水市内介護保険サービス事業所一覧等)

## (2) 鉄道

### ① あいの風とやま鉄道

あいの風とやま鉄道の2つの駅（小杉駅・越中大門駅）があり、駅別乗車人数は、小杉駅で約1,150千人/年（約3,000人/日）、越中大門駅で約350千人/年（約900人/日）で推移しています。

図 乗車人数（あいの風とやま鉄道）

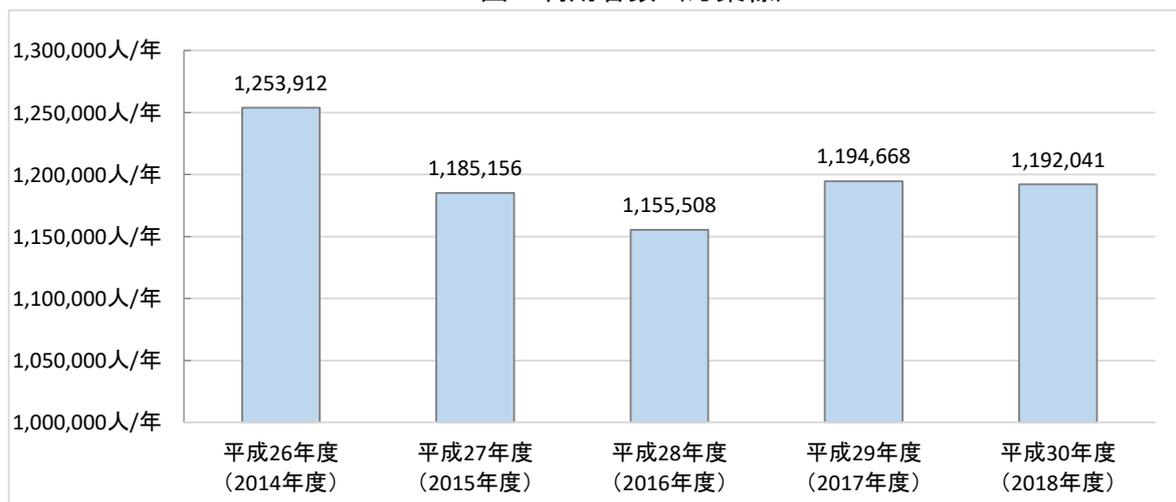


資料) あいの風とやま鉄道株式会社（平成27年3月14日まではJR西日本）

### ② 万葉線

万葉線の9つの駅があり、利用者数は、平成28年度（2016年度）までは減少傾向にありましたが、それ以降は増加し、約119万人以上で推移しています。

図 利用者数（万葉線）



資料) 万葉線株式会社

表 市内万葉線駅

駅	・ 中伏木	・ 六渡寺	・ 庄川口
	・ 西新湊	・ 新町口	・ 中新湊
	・ 東新湊	・ 海王丸	・ 越ノ潟

資料) 万葉線株式会社

### (3) バス

民間事業者による路線バスとコミュニティバスが運行されており、コミュニティバスの系統別の1日当たり乗車数をみると、各年とも概ね新湊・本江線が最も多く、次に新湊・小杉線、小杉駅・太閤山線、新湊・大門線等の順となっています。

表 系統別 年間利用者数（コミュニティバス）

単位：人/年

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
① 中央幹線			9,493	21,566	24,262
② 新湊・大門線	35,359	35,677	35,935	34,940	35,183
③ 新湊・本江線	71,930	66,196	74,535	70,827	69,283
④ 七美・作道経由庄西線	19,390	17,781	14,437	14,182	15,385
⑤ 塚原・作道循環線	4,049	3,122	2,288	1,884	1,896
⑥ 新湊・越中大門駅線	24,085	25,099	24,037	25,761	24,290
⑦ 新湊・呉羽駅線	15,088	14,743	13,504	15,031	14,369
⑧ 新湊・小杉線	61,444	64,389	74,019	73,389	71,130
⑨ 大島・小杉経由大門線	378	466	505	537	605
⑩ 浅井・大門経由小杉駅線	1,991	2,223	2,279	2,923	3,093
⑪ 櫛田・大門経由小杉駅線	356	509	531	646	296
⑫ 小杉駅・水戸田経由大門線	576	816	556	723	467
⑬ 小杉駅・金山線	16,438	16,814	15,506	13,794	12,862
⑭ 小杉地区循環線	24,522	24,087	24,754	24,965	24,332
⑮ 小杉駅・太閤山線	55,984	58,799	55,428	51,899	56,308
⑯ 小杉駅・白石経由足洗線	12,602	12,313	11,463	13,743	13,389
⑰ 小杉駅・大江経由足洗線	14,709	13,692	13,472	15,076	13,860
⑱ 海王丸パーク・ライトレール接続線	4,270	1,643	1,328	1,435	1,555
⑲ 堀岡・片口経由小杉駅線	17,940	16,449	18,517	18,924	21,824
計	381,111	374,818	392,587	402,245	404,389

資料) 射水市生活安全課

大門地区及び大島地区全域では、主要施設へデマンドタクシーが運行されています。

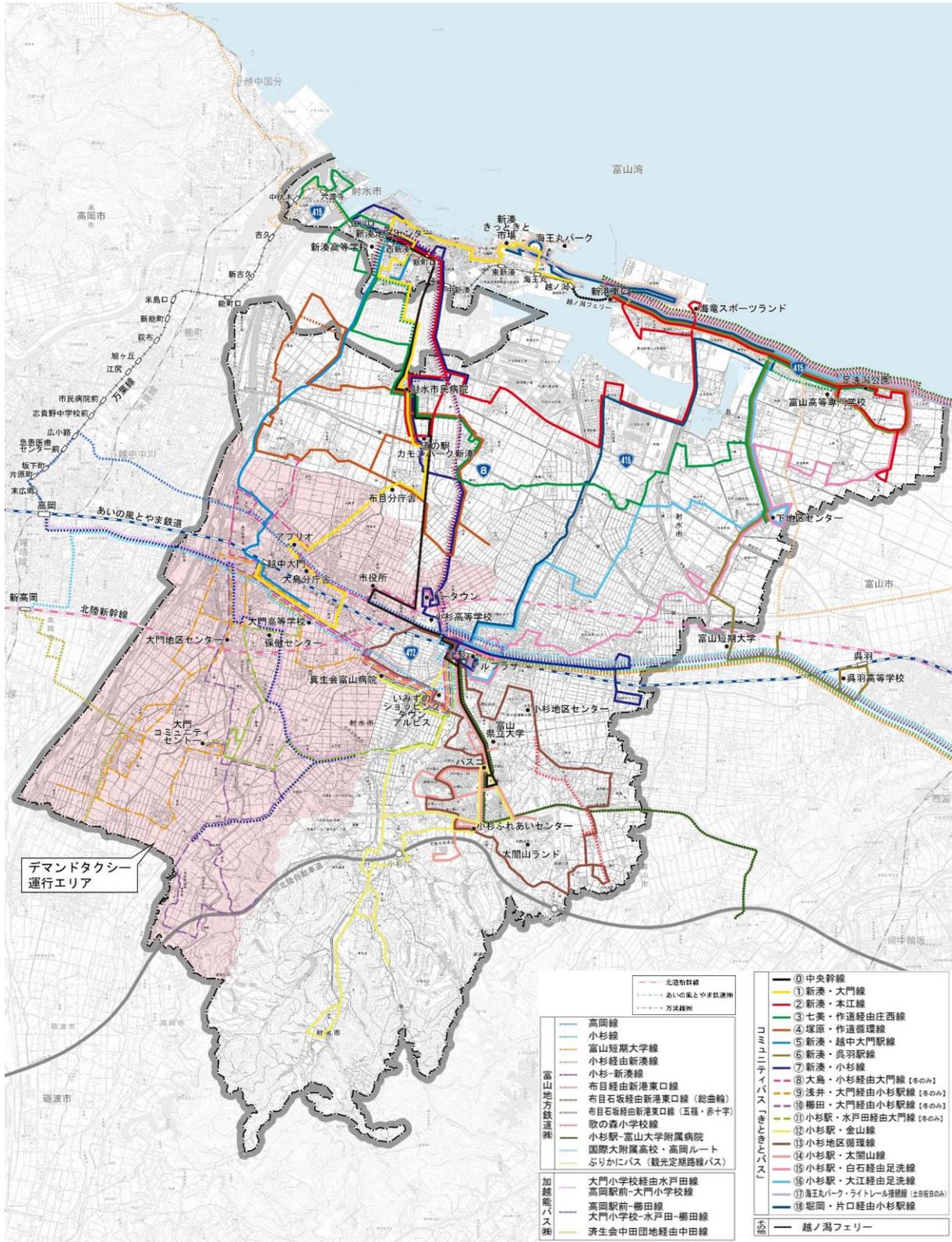
表 年間利用者数（デマンドタクシー）

単位：人/年

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
デマンドタクシー	13,191	14,264	14,505	14,118	14,183

資料) 射水市生活安全課

図 市内公共交通ネットワーク



資料) 射水市生活安全課 (平成 31 年 4 月現在)

#### (4) 道路

本市には、3路線の国道と22路線の県道、そして多くの市道に加え、北陸自動車道が整備されています。国道及び県道、市道の実延長は、平成30年度（2018年度）末で約1,010 kmとなっています。

図 主要幹線道路・鉄道

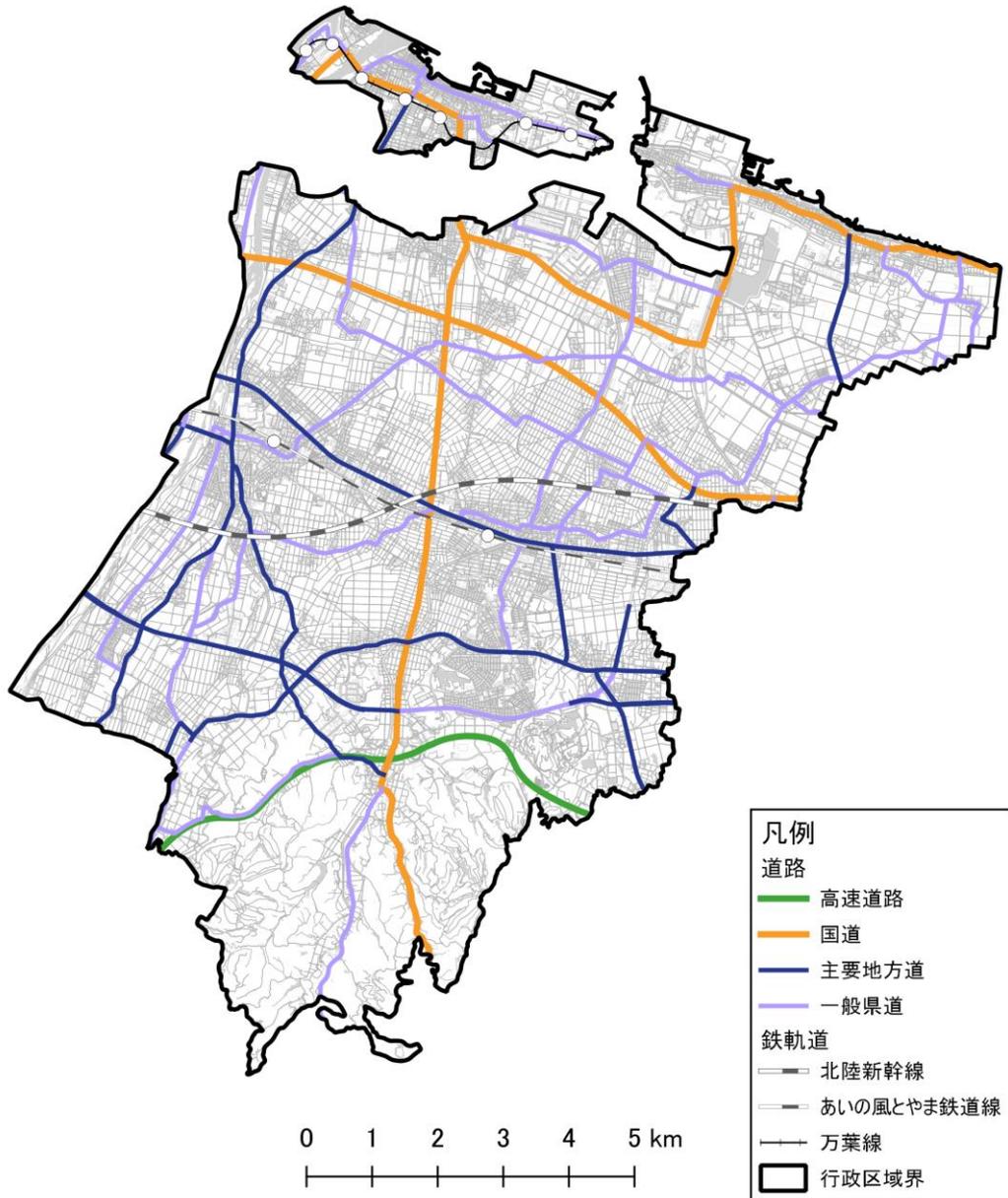


表 道路区分別 実延長

	国道	県道	市道	計
平成26年度（2014年度）	35,321m	128,359m	835,964m	999,644m
平成27年度（2015年度）	35,322m	128,330m	839,480m	1,003,132m
平成28年度（2016年度）	35,321m	128,331m	842,194m	1,005,846m
平成29年度（2017年度）	35,321m	128,340m	843,099m	1,006,760m
平成30年度（2018年度）	35,321m	129,114m	845,086m	1,009,521m

資料) 富山県道路課、射水市用地・河川管理課（各年度末）

## 第3章 バリアフリー化の現状と課題

### 3-1 関係者ヒアリング調査及びまち歩き点検

#### (1) 目的

本マスタープランの策定に際し、高齢者・障がい者等の移動制約者から、利用頻度の高い生活関連施設や生活関連経路に関する意見を聴取するとともに、生活関連施設及び生活関連経路の課題やバリアフリー化の現状を把握し、課題の共有化を図るため、まち歩き点検を実施しました。

#### (2) 概要

高齢者や障がい者関連団体、子育て関連団体などの9団体に個別ヒアリングを行うとともに、移動制約者や施設管理者など20名で生活関連施設や生活関連経路の現地踏査を実施しました。



まち歩き点検（小杉駅地下道）



まち歩き点検（新町口駅）



まち歩き点検（国道415号）



まち歩き点検（意見交換）

## 3-2 バリアフリー化の課題

主な生活関連施設及び交通網のバリアフリー状況や関係者ヒアリング及びまち歩き点検を踏まえ、本市におけるバリアフリー化の課題を以下に整理しました。

### (1) 歩道・地下道・踏切・駅前広場

- ・歩道の幅員の確保（狭小箇所の改善、側溝蓋の整備、植栽の適切な管理等）【歩道、踏切】
- ・路面の段差解消（損傷箇所の修繕、植栽の適切な管理）【歩道、地下道、踏切、駅前広場】
- ・歩行者動線や段差の明確化【横断歩道、地下道、踏切】
- ・視覚障がい者誘導用ブロック整備・改善の促進【歩道、地下道】
- ・音響式信号機や監視カメラの充実【横断歩道、地下道】

### (2) 建築物・駅施設・駐車場

- ・出入口の幅員の確保【建築物・駅施設】
- ・路面の段差解消・明示（損傷箇所の修繕、融雪設備の改善、施設・歩道間の段差解消、出入口や階段の段差の明示）【駅施設】
- ・車いす動線の確保（エレベーターの設置、スロープの設置・改善）【駅施設】
- ・視覚障がい者誘導用ブロック整備・改善の促進【駅施設】
- ・バリアフリー設備の充実（多目的トイレ、ベビーチェア等）【建築物・駅施設】
- ・注意喚起の充実【駐車場出入口】

### (3) 案内・情報提供

- ・施設案内の整備促進【地下道、公衆トイレ】
- ・分かりやすい公共交通案内の提供（誰もが見やすく分かりやすい時刻表やマップの改善等）
- ・券売機や窓口の車いす対応・視覚・聴覚障がい者対応の促進

### (4) 公共交通

- ・日常生活に必要な移動手段の確保
- ・誰もが利用しやすい車両の導入促進
- ・定期点検や適切な修繕の実施促進

### (5) 市民意識

- ・高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解促進
- ・交通マナーや施設利用マナーの啓発

### (6) 人材

- ・交通事業者や施設管理者のバリアフリースキルの向上（筆談対応やバス停への正着等）
- ・心のバリアフリーの推進

## 第4章 移動等円滑化促進地区等の設定

### 4-1 設定の考え方

#### (1) 移動等円滑化促進地区

バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進地区の要件を踏まえ、本マスタープランでは、以下のような考え方に基づき、移動等円滑化促進地区を設定します。

- (A) 射水市都市計画マスタープラン又はバリアフリーや都市整備に関する関連計画に位置付けられている地区を考慮し、移動等円滑化促進地区を設定
  - (A-1) 射水市都市計画マスタープラン全体構想に位置付けられている都市中核拠点（複合交流施設周辺、小杉駅及び本庁舎周辺）
  - (A-2) 小杉駅周辺地区バリアフリー整備基本構想に位置付けられている重点整備地区
  - (A-3) 都市再生整備計画に位置付けられている地区（小杉地区、新湊地区、（大門・大島地区））
- (B) 生活関連施設の徒歩圏内にある地区を、移動等円滑化促進地区に設定
  - (B-1) 重点整備地区の設定がある地区は、重点整備地区を包含
  - (B-2) 重点整備地区の設定がない地区は、主要旅客施設から概ね半径500m圏内の地区を選定
- (C) 地区面積は、概ね400ha未満に設定（境界は、道路等の地形地物により区分）
- (D) 生活関連施設の立地・集積状況を踏まえ、移動等円滑化促進地区を設定
  - (D-1) 生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物（床面積2,000㎡以上）に該当するものが概ね3施設以上所在する地区を選定
  - (D-2) (D-1)の施設のうち、高齢者や障がい者等の利用頻度が高く、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる施設を含む地区（既往アンケート調査や関係者ヒアリング調査の結果を反映）
- (E) 高齢者人口の集積状況（人口密度）やまちづくりの状況を踏まえ、移動等円滑化促進地区を設定

## (2) 生活関連施設

バリアフリー法に基づく生活関連施設の定義や関係者ヒアリング調査結果等を踏まえ、本マスタープランでは、移動等円滑化促進地区内にある以下の施設を、生活関連施設として設定します。

- (A) 旅客施設、(B) 官公庁施設、(C) 福祉施設、(D) 病院、
- (E) 文化・交流施設、(F) 商業施設、(G) 学校等、(H) 公園・運動施設、
- (I) その他施設

## (3) 生活関連経路

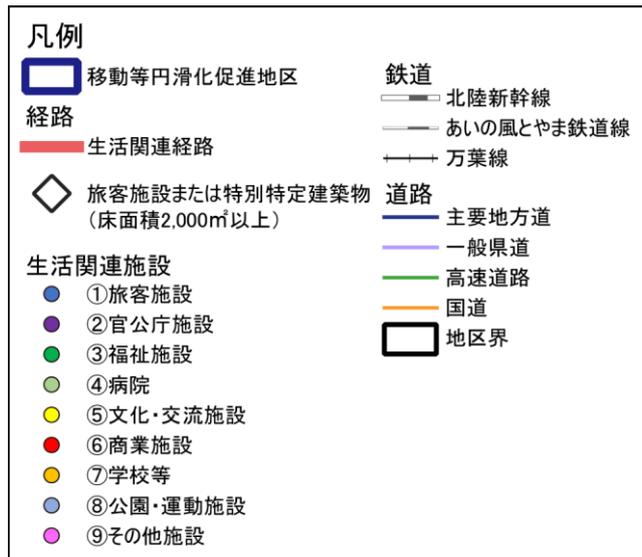
バリアフリー法に基づく生活関連経路の定義を踏まえ、本マスタープランでは、以下のような考え方にに基づき、生活関連経路を設定します。

- (A) より多くの人が利用する経路を設定
  - 関係者ヒアリング調査等を踏まえ、生活関連施設間を徒歩により移動する頻度が高いと想定される経路を設定
- (B) 生活関連施設相互のネットワークを確保できる経路を設定
  - 原則として、旅客施設から概ね半径500m以内にある生活関連施設を結ぶ経路を設定
- (C) 商店街（商店等が連担する商業集積地）を経路に設定
- (D) 関連計画と整合した経路を設定
  - 特定道路（小杉駅周辺地区バリアフリー整備基本構想）と整合した経路を設定

## 4-2 移動等円滑化促進地区等の設定

### (1) 小杉地区

#### ① 移動等円滑化促進地区及び生活関連経路（小杉地区）



## ② 移動等円滑化促進地区の特性（小杉地区）

設定の考え方	移動等円滑化促進地区の特性
(A) 市の上位・関連計画への位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市中核拠点」（射水市都市計画マスタープラン全体構想）</li> <li>・重点整備地区（小杉駅周辺地区バリアフリー基本構想）</li> <li>・都市再生整備計画区域（小杉地区）</li> </ul>
(B) 生活関連施設の徒歩圏内にある地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点整備地区を包含</li> </ul>
(C) 地区面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約200ha</li> </ul>
(D) 生活関連施設の立地・集積状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計34施設的生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物（床面積2,000㎡以上）に該当するものが計8施設所在</li> </ul>
(E) 高齢者人口の集積状況やまちづくりの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者人口密度が高い地区を網羅</li> <li>・小杉駅周辺地区では、地区の再生に向けたまちづくりが活発化</li> </ul>

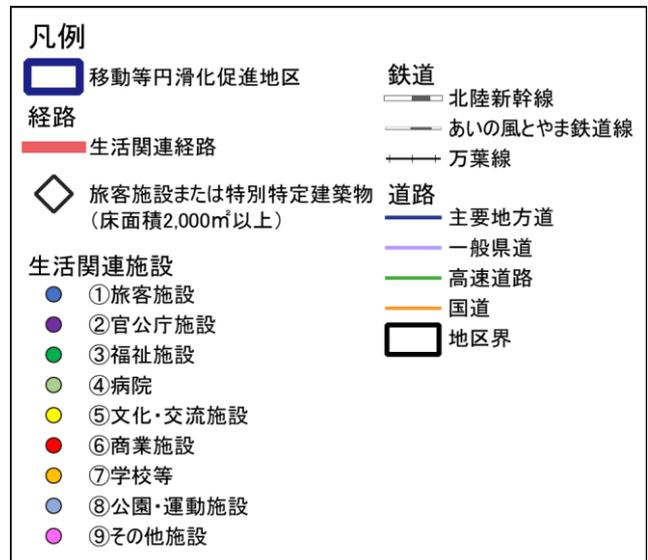
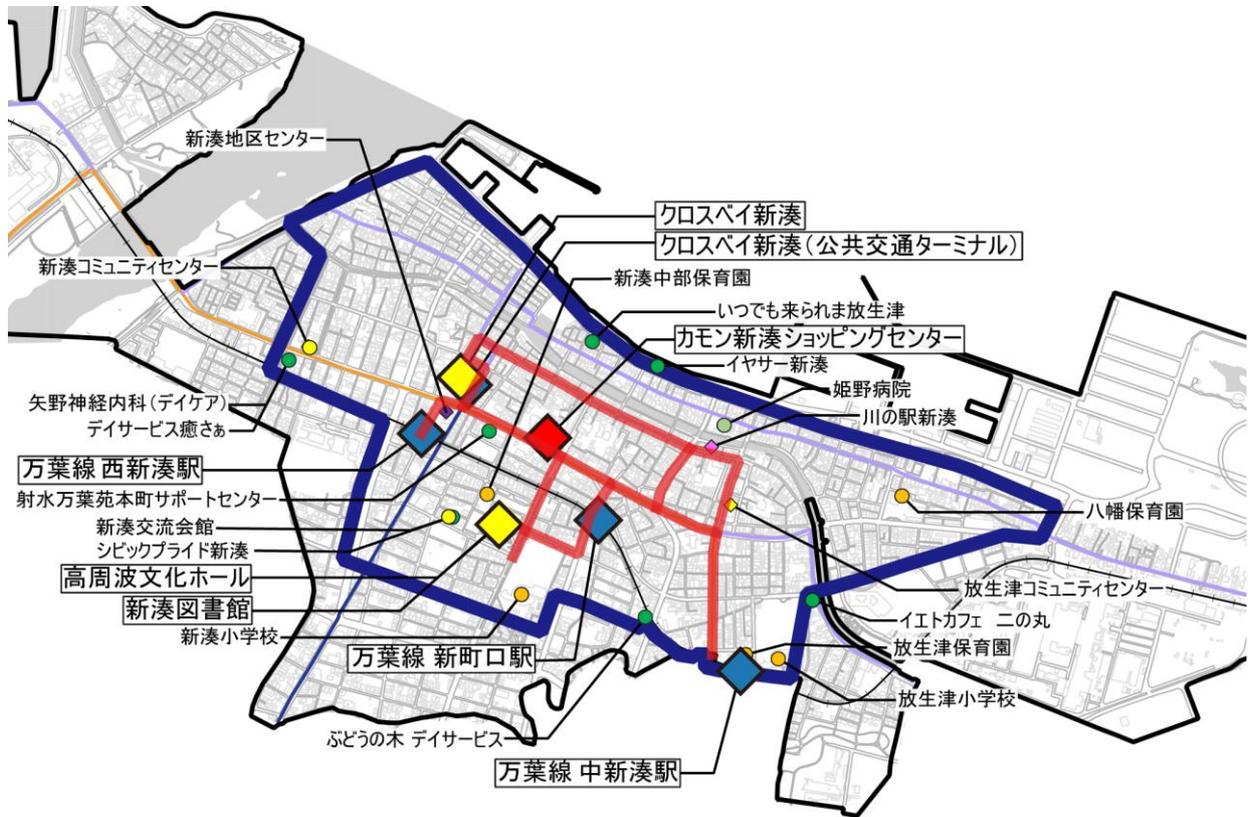
## ③ 生活関連施設（小杉地区）

施設類型	施設名称
旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいの風とやま鉄道 小杉駅</li> </ul>
官公庁施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小杉地区センター</li> <li>・高岡厚生センター射水支所</li> </ul>
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デイサービス雅 小杉</li> <li>・山田医院（デイケア）</li> <li>・山田医院併設介護療養型老人保健施設</li> <li>・グループホームさんが</li> <li>・射水市シルバー人材センター（本所）</li> <li>・ワークホーム悠々</li> <li>・ガチョック</li> <li>・いみず苑（やんばいはうす三ヶ）</li> <li>・いみず苑（きずな）</li> <li>・地域活動支援センター つどい</li> <li>・フレンズ</li> <li>・ほっとスマイル</li> </ul>
文化・交流施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイザック小杉文化ホール ※</li> <li>・救急薬品市民交流プラザ ※</li> <li>・中央図書館 ※</li> <li>・三ヶコミュニティセンター</li> <li>・戸破コミュニティセンター</li> <li>・小杉展示館</li> <li>・竹内源造記念館</li> </ul>
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルビス歌の森店 ※</li> <li>・アル・プラザ小杉 ※</li> <li>・ドラッグコスモス小杉駅店 ※</li> <li>・ジョイフルシマヤ小杉店</li> <li>・ファッションセンターしまむら</li> </ul>
学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山福祉短期大学</li> <li>・富山情報ビジネス専門学校</li> <li>・小杉中学校</li> <li>・片山学園初等科</li> <li>・小杉西部保育園</li> </ul>
公園・運動施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小杉体育館 ※</li> <li>・歌の森運動公園</li> </ul>

※ 床面積が2,000㎡以上の特別特定建築物

## (2) 新湊地区

### ① 移動等円滑化促進地区及び生活関連経路（新湊地区）



## ② 移動等円滑化促進地区の特性（新湊地区）

設定の考え方	移動等円滑化促進地区の特性
(A) 市の上位・関連計画への位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市中核拠点」（射水市都市計画マスタープラン全体構想）</li> <li>・都市再生整備計画区域（新湊地区）</li> </ul>
(B) 生活関連施設の徒歩圏内にある地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要旅客施設から概ね半径500m圏内の地区を選定</li> </ul>
(C) 地区面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約146ha</li> </ul>
(D) 生活関連施設の立地・集積状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計27施設の生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物（床面積2,000㎡以上）に該当するものが計8施設所在</li> </ul>
(E) 高齢者人口の集積状況やまちづくりの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者人口密度が高い地区を網羅</li> <li>・旧新湊庁舎跡地では、賑わい創出や地域活性化に向け、公共交通ターミナル等をクロスベイ新湊に整備</li> </ul>

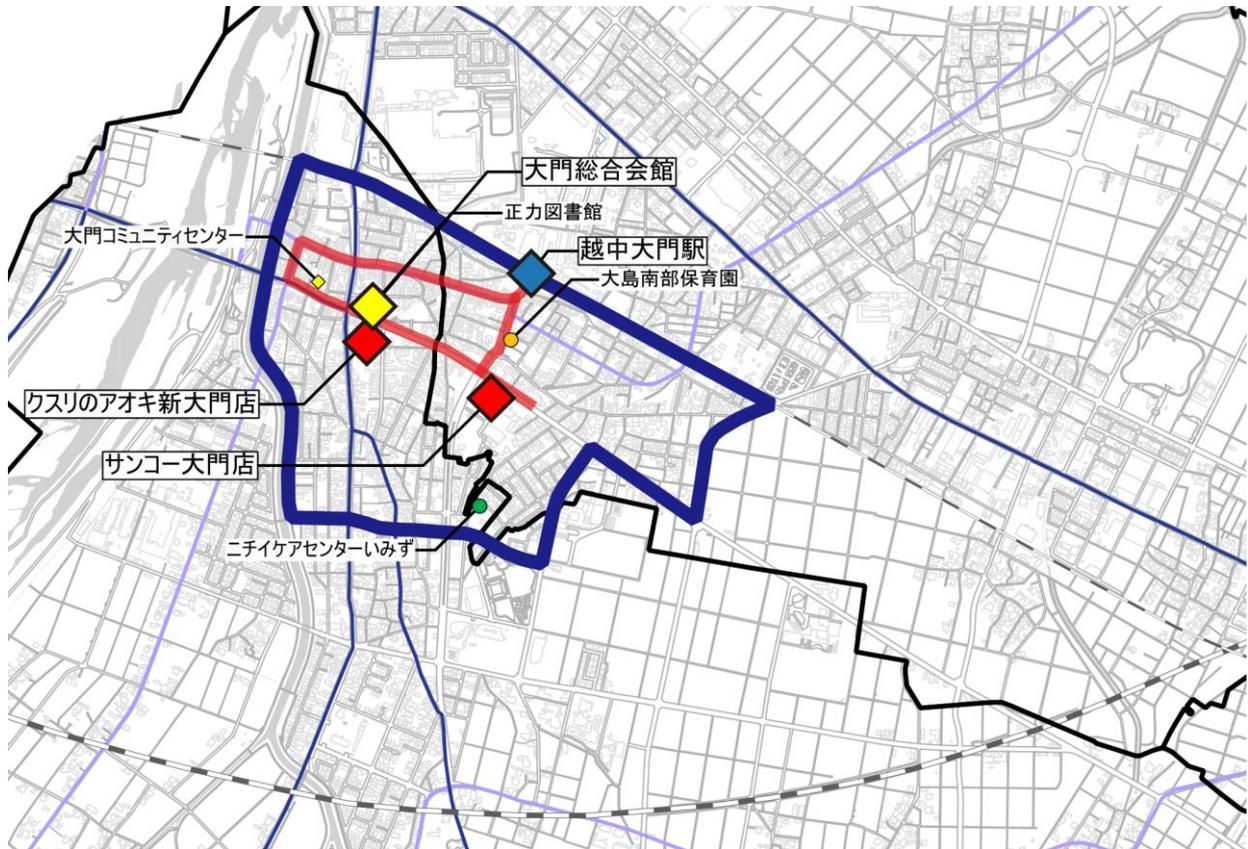
## ③ 生活関連施設（新湊地区）

施設類型	施設名称
旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万葉線 西新湊駅</li> <li>・万葉線 新町口駅</li> <li>・万葉線 中新湊駅</li> <li>・クロスベイ新湊（公共交通ターミナル）</li> </ul>
官公庁施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新湊地区センター</li> </ul>
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぶどうの木 デイサービス</li> <li>・デイサービス癒さあ</li> <li>・イヤサー新湊</li> <li>・イェトカフェ 二の丸</li> <li>・矢野神経内科（デイケア）</li> <li>・射水万葉苑本町サポートセンター</li> <li>・いつでも来られま放生津</li> <li>・シビックプライド新湊</li> </ul>
病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫野病院</li> </ul>
文化・交流施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高周波文化ホール ※</li> <li>・新湊図書館 ※</li> <li>・クロスベイ新湊 ※</li> <li>・放生津コミュニティセンター</li> <li>・新湊コミュニティセンター</li> <li>・新湊交流会館</li> </ul>
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カモン新湊ショッピングセンター ※</li> </ul>
学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放生津小学校</li> <li>・新湊小学校</li> <li>・放生津保育園</li> <li>・八幡保育園</li> <li>・新湊中部保育園</li> </ul>
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川の駅新湊</li> </ul>

※ 床面積が2,000㎡以上の特別特定建築物

### (3) 大門・大島地区

#### ① 移動等円滑化促進地区及び生活関連経路（大門・大島地区）



## ② 移動等円滑化促進地区の特性（大門・大島地区）

設定の考え方	移動等円滑化促進地区の特性
(A) 市の上位・関連計画への位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域居住拠点」（射水市都市計画マスタープラン全体構想）</li> <li>・（都市再生整備計画区域（大門・大島地区））</li> </ul>
(B) 生活関連施設の徒歩圏内にある地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要旅客施設から概ね半径500m圏内の地区を選定</li> </ul>
(C) 地区面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約91ha</li> </ul>
(D) 生活関連施設の立地・集積状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計8施設の生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物（床面積2,000㎡以上）に該当するものが計4施設所在</li> </ul>
(E) 高齢者人口の集積状況やまちづくりの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者人口密度が高い地区を網羅</li> <li>・越中大門駅周辺地区では、地区の交通拠点である駅前線を整備し、生活利便性の向上を促進</li> </ul>

## ③ 生活関連施設（大門・大島地区）

施設類型	施設名称
旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいの風とやま鉄道 越中大門駅</li> </ul>
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニチイケアセンターいみず</li> </ul>
文化・交流施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大門総合会館 ※</li> <li>・大門コミュニティセンター</li> <li>・正力図書館</li> </ul>
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クスリのアオキ新大門口 ※</li> <li>・サンコー大門口 ※</li> </ul>
学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大島南部保育園</li> </ul>

※ 床面積が2,000㎡以上の特別特定建築物

## 第5章 移動等円滑化促進に関する基本的な方針

### 5-1 基本理念

# 「やさしさとともに歩むまち いみず」

～ 誰もが安全で快適に移動でき、楽しく暮らせるまちづくりを推進します ～

### 5-2 基本目標・基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本目標と6つの基本方針を掲げ、バリアフリー化に取り組んでいきます。

#### 基本目標（1）安全で快適に暮らせる都市環境の形成

物理的なバリアを解消することが重要であるため、旅客施設や建築物等の生活関連施設のより一層のバリアフリー化を進めるとともに、生活関連施設間の経路を含めた一体的なバリアフリー化に努め、高齢者や障がい者をはじめとするすべての人々が、安全で快適に暮らせる都市環境を形成することを目指します。

**基本方針① 快適な歩行ネットワークの形成**

**基本方針② 施設内の安全性・快適性の向上**

#### 基本目標（2）外出を促す都市環境の形成

外出時の移動手段や情報面でのバリアを解消することも重要であるため、多様な利用者の特性に応じた情報面でのバリアフリー化を進めるとともに、公共交通の利便性をさらに向上し、高齢者や障がい者をはじめとする市民の外出を促す都市環境を形成することを目指します。

**基本方針③ 情報提供方法の充実**

**基本方針④ 公共交通の充実**

#### 基本目標（3）思いやりの心の醸成

前述のハード面の取組に加え、市民や事業者、行政それぞれが、バリアを感じている人の立場で考え行動を起こすこと（心のバリアフリー）も重要となります。このため、啓発活動などを通じて高齢者や障がい者等の特性やニーズに関する市民や事業者等の理解を深めるとともに、それらの方々を支える人材を育成し、様々な人々の立場に応じた思いやりの心を醸成することを目指します。

**基本方針⑤ バリアフリー意識の醸成**

**基本方針⑥ 人材の育成**

## 第6章 移動等円滑化の促進に向けた取組

### 6-1 移動等円滑化の促進に向けた取組

関係者間の意識共有のもとに以下のような取組を進め、旅客施設や道路、商業施設等を含め、一体的・計画的にバリアフリー化に向けた整備・維持を推進します。

#### ○ 道路

- ・ 既設歩道の拡幅
- ・ 歩道のない道路における路面標示や電柱の移設等による安全対策の実施
- ・ 側溝蓋やガードレール等の適切な設置
- ・ 車両乗り入れ部や交差点部等における歩道と車道との勾配の緩和
- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックや音響式信号機の適切な整備・改善
- ・ 街路灯や防犯灯の適切な整備
- ・ 舗装や視覚障がい者誘導用ブロック、植栽等の適切な維持管理
- ・ 不具合がある箇所の迅速な情報収集



図 歩道整備 イメージ (大門総合会館西側)

#### ○ 建築物・駐車場

- ・ 車いす使用者等に配慮した出入口幅や建具等の改善
- ・ 出入口と歩道等との段差解消
- ・ 障がい者等が利用しやすいエレベーター・スロープ等の設置・改善
- ・ 階段等における手すりや滑り止め等の整備・改善
- ・ 施設内の視覚障がい者誘導用ブロックの整備・改善
- ・ 高齢者、障がい者等が利用しやすい多機能トイレの設置・改善
- ・ 敷地出入口から施設出入口までのバリアフリー経路の確保
- ・ 駐車場出入口における歩行者に対する注意喚起サイン等の整備
- ・ 天候にも配慮した障がい者等の優先駐車場の確保



図 富山県ゆずりあいパーキング  
(障害者等用駐車場) 利用証  
イメージ  
資料) 富山県厚生企画課

## ○ 案内・情報提供

- ・誰もが施設の存在や移動経路が分かりやすい施設案内の整備
- ・誰もが見やすく分かりやすい時刻表や案内表示の設置
- ・とやまロケーションシステムの普及
- ・点字や音声等誰もが情報を入手できる案内設備の設置
- ・施設や経路におけるバリアフリー情報の発信



図 とやまロケーションシステム イメージ

## ○ 公共交通

- ・旅客施設におけるエレベーターやスロープ設置等による出入口からホームまでのバリアフリー化経路の確保
- ・旅客施設内やバス停周辺における視覚障がい者誘導用ブロックの整備・改善
- ・旅客施設における多機能トイレの設置・改善
- ・バス停における車両との段差解消
- ・バス停における上屋やベンチ等の設置による安全な待合空間の確保
- ・バリアフリー化された車両の導入促進
- ・よりスムーズな乗継ぎ等に配慮した運行の設定



図 低床バス イメージ  
資料) 海王交通株

## 6-2 心のバリアフリーに関する取組

心のバリアフリーに関する取組は、市民や事業者、行政がそれぞれの立場から協力し、進めていくことが重要です。

市民一人ひとりが、高齢者や障がい者を含めた人々の多様性を理解し、特性に応じた配慮があることに気づき、日々の生活の中でお互いに思いやりのある行動を着実に実践していくことが大切です。

また、日常的に高齢者や障がい者等と接する機会の多い事業者は、利用者とのコミュニケーションや社員教育等の機会を通じ、利用者の立場でサービスのあり方を考え、着実に実践していくことが大切です。

一方、行政は、市民や事業者による取組が促進されるよう、バリアフリーに関する幅広い情報提供やバリアフリー教育、高齢者や障がい者等との交流機会の充実を図ります。併せて、ともに支え合う地域の実現に向け、その仕組みづくりや人材育成をはじめとする諸活動への支援を推進します。

### (1) 高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解

- ・ 高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解を深めるための情報発信の充実
- ・ 高齢者や障がい者等との交流活動への支援
- ・ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する優れた取組の情報発信
- ・ 高齢者や障がい者等に関するマークや富山県ゆずりあいパーキング（障がい者等用駐車場）利用証制度等の普及・啓発
- ・ 交通マナーや施設利用マナー等の啓発活動の実施

### (2) 人材の育成・確保

- ・ 交通事業者や施設管理者のバリアフリースキルの向上を図る教育活動の促進
- ・ 高齢者や障がい者等の移動及び活動を支える人材の育成や市民団体等による活動への支援
- ・ 学校教育におけるバリアフリー教育の充実

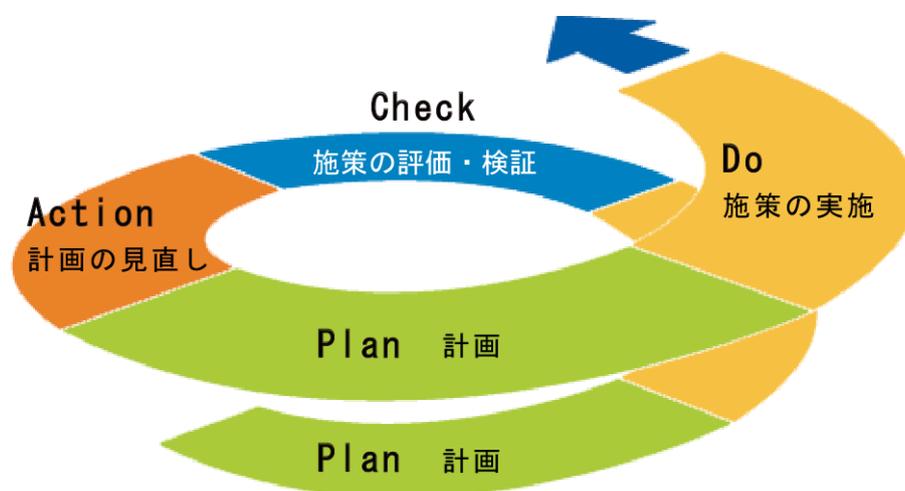


## 第7章 マスタープランの評価・見直し

本マスタープランでは、5年目の令和6年度（2024年度）を目処に、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努め、必要があると認めるときは本マスタープランを見直し、本市のバリアフリー化を維持・継続・発展させていきます。

また、移動等円滑化促進地区内での具体的な事業を実施する機運が醸成したときには、基本構想を作成し重点整備地区を定め、バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に進めていきます。

図 PDCAサイクルによるスパイラルアップ（イメージ）



計画の体系



# 参考資料

## 1-1 射水市バリアフリーマスタープラン策定協議会 設置要綱

平成30年12月28日

告示第286号

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針の策定に当たり、必要な事項を協議するため、同法第24条の4第1項の規定に基づき、射水市バリアフリーマスタープラン策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 移動等円滑化促進方針の策定に関すること。
- (2) 移動等円滑化促進方針の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者団体等の代表者
- (3) 公共交通事業者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員が委嘱され、又は任命された日の属する年度の翌年度末日までとし、再任を妨げない。

2 役職により委嘱され、又は任命された委員が当該役職を退いたときは、委員の職を辞したものとする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を進行する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 移動等円滑化促進方針の策定に関する事前調査、調整等を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。

2 前項の事務局の庶務は、企画管理部政策推進課、市民生活部生活安全課、福祉保健部地域福祉課及び社会福祉課並びに都市整備部都市計画課及び道路課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 1-2 射水市バリアフリーマスタープラン策定幹事会 運営要綱

平成30年12月28日

訓令第14号

(設置)

第1条 この要綱は、射水市バリアフリーマスタープラン策定協議会設置要綱(平成30年射水市告示第286号)第7条の規定に基づき、射水市バリアフリーマスタープラン策定幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。

2 幹事長は企画管理部次長をもって充てる。

3 副幹事長は福祉保健部次長及び都市整備部次長をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 幹事長は必要に応じ、関係部署の実務担当者で組織するワーキンググループを置くことができる。

5 幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第3条 会議は、幹事長が招集する。

2 幹事長は、必要があると認めたときは、幹事以外の職員又は関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 幹事会の庶務は、企画管理部政策推進課、市民生活部生活安全課、福祉保健部地域福祉課及び社会福祉課並びに都市整備部都市計画課及び道路課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営その他必要な事項は市長が定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表(第2条関係)

政策推進課長、総務課長、管財契約課長、地域振興・文化課長、生活安全課長、地域福祉課長、社会福祉課長、子育て支援課長、商工企業立地課長、港湾・観光課長、都市計画課長、道路課長、建築住宅課長、学校教育課長、生涯学習・スポーツ課長、消防本部総務課長
---

### 1-3 射水市バリアフリーマスタープラン策定協議会 委員名簿 (平成31年1月9日～令和2年3月31日)

No	氏名	所属	役職	要綱第3条 第2項	備 考
1	小柳津 英知	富山大学経済学部	教授	第1号関係	学識経験者 (会長)
2	炭谷 靖子	学校法人浦山学園富山福祉短期大学	学長	第1号関係	学識経験者 (副会長)
3	中村 弘 (荒井 茂昭)	射水市老人クラブ連合会	副会長	第2号関係	高齢者、障害者 団体の代表
4	久々江 除作	射水市心身障害者連合会	会長	第2号関係	高齢者、障害者 団体の代表
5	村田 稔	射水市聴覚障害者協会	会長	第2号関係	高齢者、障害者 団体の代表
6	村中 大治	射水市手をつなぐ育成会	副会長	第2号関係	高齢者、障害者 団体の代表
7	上田 英久 (寺井 宏友)	あいの風とやま鉄道株式会社	企画課長	第3号関係	公共交通 事業者
8	水上 哲	万葉線株式会社	代表取締役専務	第3号関係	公共交通 事業者
9	林 裕一	富山地方鉄道株式会社	運行管理課長	第3号関係	公共交通 事業者
10	釣谷 隆行	海王交通株式会社	常務取締役	第3号関係	公共交通 事業者
11	門田 晋	社会福祉法人射水市社会福祉協議会	会長	第4号関係	関係団体の 代表者
12	山崎 京子	射水市母親クラブ連絡協議会	会長	第4号関係	関係団体の 代表者
13	砂原 良重	射水商工会議所	事務局長	第4号関係	関係団体の 代表者
14	寺越 眸	射水市地域振興会連合会	副会長	第4号関係	関係団体の 代表者
15	片倉 勝	北陸信越運輸局交通政策部	消費者行政・情報 課長	第5号関係	関係行政機関 の職員
16	江尻 正樹 (高倉 恵信)	射水警察署	警務課長	第5号関係	関係行政機関 の職員
17	浦 誠夫 (田中 一吉)	富山県高岡土木センター	施設管理課長	第5号関係	関係行政機関 の職員
18	島木 康太	射水市	企画管理部長	第6号関係	市職員
19	板山 浩一 (倉敷 博一)	射水市	福祉保健部長	第6号関係	市職員
20	島崎 真治	射水市	市民生活部長	第6号関係	市職員
21	津田 泰宏	射水市	都市整備部長	第6号関係	市職員

※委員名欄の( )内は前任者(平成31年3月31日まで)

## 1-4 射水市バリアフリーマスタープラン策定幹事会 幹事一覧

幹事長	企画管理部次長
副幹事長	福祉保健部次長
	都市整備部次長
幹事	政策推進課長
	総務課長
	管財契約課長
	地域振興・文化課長
	生活安全課長
	地域福祉課長
	社会福祉課長
	子育て支援課長
	商工企業立地課長
	港湾・観光課長
	都市計画課長
	道路課長
	建築住宅課長
	学校教育課長
	生涯学習・スポーツ課長
消防本部総務課長	

## 1-5 策定経過

		主 要 議 題
平成 30 年度	第 1 回 幹事会 (平成 31 年 1 月 9 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概要説明</li> <li>・ 策定協議会設置要綱、委員選任に関する意見交換</li> </ul>
	第 1 回 協議会 (平成 31 年 1 月 9 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概要説明</li> <li>・ 策定協議会設置要綱、委員選任に関する意見交換</li> </ul>
令和元年度	第 1 回 幹事会 (令和元年 10 月 4 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定目的等の共有</li> <li>・ 現況等の共有</li> <li>・ 移動等円滑化促進地区の設定の考え方に関する意見交換</li> <li>・ ヒアリング調査・まち歩き点検方法に関する意見交換</li> </ul>
	第 1 回 協議会 (令和元年 10 月 9 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定目的等の共有</li> <li>・ 現況等の共有</li> <li>・ 移動等円滑化促進地区の設定の考え方に関する意見交換</li> <li>・ ヒアリング調査・まち歩き点検方法に関する意見交換</li> </ul>
	関係者ヒアリング調査 (令和元年 10 月 21 日 ～令和元年 10 月 30 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者・障がい者等の移動制約者からの利用頻度の高い生活関連施設・生活関連経路に関する意見聴取</li> </ul>
	まち歩き点検 (令和元年 11 月 15 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活関連施設及び生活関連経路の課題の共有</li> </ul>
	第 2 回 幹事会 (令和元年 12 月 2 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒアリング調査・まち歩き点検結果の共有</li> <li>・ 移動等円滑化促進地区等の設定案に関する意見交換</li> <li>・ 基本的な方針案に関する意見交換</li> </ul>
	第 2 回 協議会 (令和元年 12 月 20 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒアリング調査・まち歩き点検結果の共有</li> <li>・ 移動等円滑化促進地区等の設定案に関する意見交換</li> <li>・ 基本的な方針案に関する意見交換</li> </ul>
	第 3 回 幹事会 (令和 2 年 1 月 23 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリアフリーマスタープラン（素案）に関する意見交換</li> </ul>
	第 3 回 協議会 (令和 2 年 2 月 5 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリアフリーマスタープラン（素案）に関する意見交換</li> </ul>
	パブリックコメント (令和 2 年 2 月 25 日 ～令和 2 年 3 月 13 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリアフリーマスタープラン（案）に関する意見聴取</li> </ul>



# 射水市バリアフリーマスタープラン

令和2年3月

発行 射水市役所

〒939-0294 富山県射水市新開発 410 番地 1

電話：0766-51-6600（代）